令和６年度西村山地域新病院整備基本構想策定支援等業務企画提案募集要領

１　目的

この要領は、「令和６年度西村山地域新病院整備基本構想策定支援等業務」について、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

２　プロポーザル方式に付する業務に関する事項

(1) 業務名

令和６年度西村山地域新病院整備基本構想策定支援等業務

(2) 業務の内容

別添「令和６年度西村山地域新病院整備基本構想策定支援等業務仕様書（企画提案用）（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和７年３月31日まで

(4) 提案上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　応募資格及び失格事項

(1) 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

①　地方自治法施行令第167条の４第１項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていない者。

②　山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者。

③　雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）。

④　山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年４月１日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者。

⑤　山形県暴力団排除条例（平成23年８月１日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者。

ア　役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者であると認められる者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑥　政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条に規定するもの）や宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第２条の規定によるもの）に該当しない者。

⑦　会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない者。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

①　この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。

②　提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

③　提出書類に記載すべき事項が記載されていないなど、企画提案書がこの要領に定める要件に適合しないとき。

④　提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤　提案者が複数の提案を行ったとき。

⑥　見積金額が「２(4) 提案上限額」を上回るとき。

４　提出書類及び提出方法

本プロポーザルに参加する者は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類等

	提出書類	様式、留意点等	提出部数
①	参加申込書	・様式１	１部
②	資格要件宣誓書	・様式２	１部
③	委託業務の実施体制に関する計画書	・様式３ ・会社パンフレットがあれば添付（任意）	１部
④	業務実績調書	・様式４ ・実績の根拠となる契約書、仕様書及び完了報告書の写しを添付（必須）	１部
⑤	企画提案書	・「仕様書」及び「別紙１　企画提案書作成要領」を踏まえ作成	11部
⑥	見積書	・様式５ ・見積価格の詳細は別添として添付	１部

※各様式において添付の指示がある書類等を併せて提出すること。

(2) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること。

(3) 提出期限

①　上記４(1)の①から④までの書類：令和６年４月８日（月）午後５時

②　上記４(1)の⑤及び⑥の書類：令和６年４月15日（月）午後５時

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

ア　持参する場合、土・日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）に提出先に持参すること。

イ　郵送の場合、配達証明付の書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

５　最優秀提案者の決定方法等

(1) 企画審査会の開催

①　山形県健康福祉部が設置する企画審査会（以下「審査会」という。）において企画提案の内容を審査し、各審査委員の評価点の合算が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

②　前号の審査は、別紙２「審査項目と配点」に基づき、対面又はWeb形式（Zoom）によるプレゼンテーションにより行う。審査会の日時や方法については、応募者に別途通知する。なお、山形県健康福祉部の判断により提案者のプレゼンテーションを省略する場合がある。

③　提案者が１者のみの場合でも、各審査委員の評価結果により提案の内容について事業目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

④　提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う。

⑤　審査の結果は、全提案者に対し書面により通知する。ただし、点数等の詳細は非公表とする。

(2) 評価基準等

別紙２「審査項目と配点」のとおり

６　企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

(1) 質問方法

企画提案書等の作成に係る一切の質問等は「企画提案に係る質問書（様式６）」により行うものとする。

質問書の提出は、「10 担当部局」に電子メールにより行うこと。（件名を「山形県西村山地域新病院整備基本構想策定支援等業務に関する質問」として送信すること。）

なお、郵送、口頭及び電話での質問は受け付けない。

(2) 質問の受付期間

令和６年４月２日（火）午後５時まで

(3) 質問書への回答

質問書への回答は、その都度速やかに申込者全員に電子メールにより回答する。

ただし、各提案者のみに関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

７　企画提案提出後のスケジュール（予定）

(1) 企画審査会の開催　令和６年４月中～下旬

(2) 審査結果通知　　　令和６年４月中～下旬
(3) 契約締結　　　　　令和６年５月上旬

８　委託契約に係る基本事項

(1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、山形県健康福祉部所管事業指名業者選定審査会の審査を経たうえで、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
(2) 最優秀提案者と業務委託契約等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた提案者と契約の締結に向けた手続きを行う場合がある。
(3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととし、委託の内容は、当該契約書によるものとする。
(4) 契約締結により本県と合意に達した受託者は、契約締結の日までに契約保証金（契約金額の100分の10に相当する金額以上の額）を収めるものとする。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
(5) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ県と協議のうえ、県の承認を得たうえで変更することができるものとする。

９ その他

(1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。また、提出書類の作成に用いる各種データの調査・収集、収集したデータ等の使用承認等に係る必要な手続きは提案者が行うものとする。
(2) 提案は１事業者につき１提案とする。
(3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じ複写を行う場合がある。
(4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。
(5) 実績調書に添付する書類は企画提案の審査及びその後の契約手続きにのみ用いる。
(6) 公募及び契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。
(7) 参加申込書や企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式７）により「10 担当部局」に提出すること。
(8) 最優秀者選定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容に拘束されるものではない。
(9) 募集及び契約については、山形県の都合により変更又は中止する場合がある。
(10) 当事業に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。
(11) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

10　担当部局

山形県健康福祉部医療政策課　医務企画担当
住 所：〒990-8570　　山形市松波二丁目８番１号
電 話：023-630-2320
メール：yiryoseisaku#pref.yamagata.jp（「#」を「@」に変えた上で送信してください。）

別紙１

企画提案書作成要領

１　提案書作成上の留意事項

（１）提案書の様式は、原則Ａ４判とし、縦置き左綴じ、文字横書きとする。
（２）提案書 11 部を提出すること。（添付資料を含む）
（３）表紙及び目次を除いて、通し番号を付すること。
（４）審査委員が漏れなく正確に評価できるよう編集に配慮すること。
（５）提案の内容が理解しやすいように、簡潔で分かり易い表現で記述すること。

２　企画提案書の記載事項（記載上の留意事項）

企画提案書の作成に当たっては、募集要領及び仕様書の内容を十分踏まえた上で、下記の内容を盛り込むこと。

なお、本業務の具体的な内容については、仕様書に記載のとおりであるが、仕様書に掲げている「業務の内容」の項目については、現時点において当方で必要と考えている作業項目であり、事業の効果的な実施にあたり記載の内容に追加して実施することがあれば併せて提案すること。

また、記載に当たっては、令和４年度及び令和５年度に開催した「西村山地域医療提供体制検討会」での議論も踏まえた内容とすること。

※なお、本検討会は年度内に第５回検討会の開催を予定している。
※検討会の資料等の詳細は、下記ホームページ参照のこと。

https://www.pref.yamagata.jp/090013/nishimurayama.html

【記載事項】

Ⅰ　本業務に係る受託体制（組織体制、統括責任者及び業務従事者）

Ⅱ　企画内容

１　基本構想の策定支援
（１）内部・外部環境調査
（２）現状の課題と対策
（３）新病院の目指す将来像
（４）施設整備方針
（５）整備事業方針
（６）再編統合に向けての検討

２　会議体の開催支援

３　独自提案
・上記のほか、本事業の目的達成の効果を高めるような提案がある場合は、提案上限額の範囲内で可能なものについて、具体的に記載すること。

Ⅲ　業務スケジュール

・仕様書に基づき、想定される業務スケジュール（工程）を記載すること。
・スケジュールには、各工程における県、提案者の役割分担を記載すること。

３　添付書類、参考資料

（１）必要に応じ、提案書に記載した内容を確認するための書類を添付すること。

（２）添付書類等がある場合は 11 部作成し、提案書と一体にして提出すること。

以上

別紙２

審査項目と配点

<table>
<tr><th colspan="3">審査項目</th><th>審査の視点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">実施体制評価</td><td colspan="2">事業所の規模、専門性</td><td>本事業を実施できる体制はあるか。</td><td>5</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務実績</td><td>病院の整備基本構想策定に関する業務実績を有しているか。</td><td>5</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務執行体制（責任者、担当者）</td><td>責任者及び担当者の体制及び業務経験</td><td>20</td></tr>
<tr><td rowspan="9">事業計画評価</td><td colspan="2">業務理解度</td><td>地域医療構想や西村山地域の医療提供体制の課題等と関連させて業務が理解されているか。</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">基本構想策定支援</td><td>内部・外部環境調査及び現状の課題と対策</td><td rowspan="4">①基本構想策定時に取組むべき作業を網羅しているか。
②具体的で明確な提案となっているか。</td><td>10</td></tr>
<tr><td>新病院の目指すべき将来像</td><td>10</td></tr>
<tr><td>施設整備方針及び整備事業方針</td><td>10</td></tr>
<tr><td>再編統合に向けての検討</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議体の開催支援</td><td>会議体の開催支援内容が具体的に提案されているか。</td><td>5</td></tr>
<tr><td colspan="2">独自提案</td><td>独自提案があり、本業務の効果を高めるような内容か。</td><td>5</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施手順</td><td>取組むべき作業を的確に網羅し効率的で無駄のないスケジュールとなっているか。</td><td>5</td></tr>
<tr><td colspan="2">経費見積もりの妥当性</td><td>経費見積は妥当であるか。積算根拠が明示されているか。</td><td>5</td></tr>
<tr><td colspan="4">合　計</td><td>100</td></tr>
</table>